

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
寝具乾燥車	<p>寝具、衣料、カーテン等（以下「寝具等」という。）の乾燥作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 寝具等を乾燥させるための室（以下「乾燥室」という。）を有し、かつ、乾燥室内には、寝具等を掛ける等のための棚等を有すること。</li> <li>2 乾燥室は、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。</li> <li>3 乾燥室は、寝具等を出し入れするための適当な大きさの扉を有すること。</li> <li>4 電熱器等で発生させた温風を、乾燥室に送風することができる構造であること。</li> <li>5 電熱器等の乾燥装置及びこれを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</li> </ol> <p>ただし、外部から動力の供給を受けることにより電熱器等の乾燥装置を作動させるものにあつては、動力の受給装置及び操作装置を有するものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用の寝具乾燥機、暖房用電熱器、セラミックヒータ、エアコンディショナ、ヘアドライヤ若しくは当該自動車に備えられた乗員用のエアコン、ヒータ等の冷暖房装置等その他これらに類するものは、この場合の電熱器等には該当しないものとする。</li> </ul>